

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ目録: 2025/3/11

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- IoT: IoT機器導入を対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例
新規追加または情報更新

概要										詳細								
おすすめ度																		
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助額/補助率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考	
1	○	○	○	○	なし	生産性向上・新商品開発	国内	令和6年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(19次締切)		2025年2月14日(金)～2025年4月25日(金)17時 ※申請開始日は2025年4月11日(金)17時	製品・サービス高付加価値化枠: 2,500万円 グローバル枠: 3,000万円 ※大幅賃上げに係る補助上限額引上げの特例として、従業員数に応じて補助上限額を最大1,000万円引き上げます。詳細は公募要領をご参照ください。	中小企業・小規模事業者等	○基本要件 中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、 ①付加価値の年平均成長率が3.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施期間における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が4.0%以上増加 ③事業所内職員の事業実施期間における最低賃金+30%以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。 ※最低賃金引上げ特別適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとなります。 ⑤助事業※を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援	○製品・サービス高付加価値化 種: 交付決定日から10か月(ただし、採択後日から12か月後の日まで) ・グローバル枠: 交付決定日から12か月(ただし、採択後日から14か月後の日まで)	https://portal.moriad.or.jp/info/about/about.html	○問合せ先: ものづくり補助金事務局サポートセンター		
New 2	○	○	○	○	なし	生産設備の復旧・整備	国内	令和6補正予算 小規模事業者持続性補助金 <災害支援枠(令和6年度半島地区)>(6次公募)		2025年3月21日(金)～2025年4月28日(月)	直接的被害: 200万円 間接的被害: 100万円	2/3以内	○石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する令和6年度半島地区により被害を受けた小規模事業者等及び、令和6年9月21日から大島の被害を受けた小規模事業者等 ○農工商連携、商工会の管轄地域内で事業を営んでいること。	○被害の証明については、それを証する公的証明の添付(コピーでも可)を必要とします。 ○申請書の提出は、申請書と並行して被害を受けた場合、 ○市町村が行う事業内容等が被災されたことが分かる公的資料(例:「被災(被災)証明書」など) ※申請書の提出は「事業実施期間中」ではありません。 ①令和6年度半島地区に起因して、売上減少の懸念のある被害を受けた場合 地方自治体から発行した証明書 ②(認定申請の場合) 認定申請書に令和6年1月から令和7年3月の任意の1か月の売上増加が 前年同月、又は令和7年1月28日以前の期間と比較して20%以上増加していることを示します。 ※(東海圏等の場合) 間接被害とは令和6年9月から令和7年3月の任意の1か月の売上増加が前年同月、又は令和7年1月28日以前の期間と比較して20%以上増加していることを示します。	令和6年度半島地区による災害(令和6年度半島地区)による災害についての被害認定(特定被災認定)に該当し、申請書提出後の認定(認定)を必要とする(令和6年度半島地区)により認定された特定被災認定)及び令和6年度半島地区との関係性の高い災害(石川県が災害認定法施行令第1条第1項第4号により適用を決定した市町村において令和6年9月21日から23日にかけて発生した災害(以下「令和6年度半島地区」という。))により重大な被害を受けた地域4県(石川県、富山県、福井県、新潟県)においては、多くの小規模事業者が、生産設備や販売機等の器具・備品、顧客情報の喪失という状況に陥っています。 こうした小規模事業者の事業再建を支援するため、上記「被災地域」を対象とする本補助金を実施し、商工会・商工業協会の協力を得ながら被災者からの事業の再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の開始に必要な経費の一部を補助するものです。 対象事業 (1)被災した「経営計画」に基づいて実施する、事業再建のための取組であること。 (2)商工会・商工業協会の支援を受けながら取り組む事業であること (3)補助事業実施期間内に補助事業が終了すること	交付決定日から2026年6月30日まで	https://rfa.tokai-hokoku.or.jp/	○問合せ先: 商工会連合会 石川県連合会 富山県連合会 福井県連合会 新潟県連合会
3	○	○	○	○	なし	生産拠点整備	国内	令和4年度補正 事業再構築補助金(第13回)		2025年1月10日(金)～2025年3月26日(水)18時厳守	(A)成長分野進出枠(通常類型) ※1: 3,000万円または4,000万円 ※2: (B)成長分野進出枠(GX進出類型) ※1: 中小企業: 8,000万円または1億円 ※2: 中堅企業: 1億円または1.5億円 ※2: (D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型): 1,500万円 ※1 廃業を伴う場合は最大2,000万円上乗せ ※2 短期に大規模な買上げを行う場合 ※3 以下の上乗せ措置があります。 ・卒業促進上乗せ措置 ・中長期大規模資金引上促進上乗せ措置	中小企業、中堅企業	○前向き手続の廃止 第13回公募では前向き手続は廃止されました。交付決定日より前に購入契約(発注)等を実施したものの経費は、いかなる理由であっても全額補助対象外となりますので、ご注意ください。 ○対象要件 下記①、②、③をいずれも満たすこと。(※) ①事業再構築計画に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること。 ②事業計画を金融機関等(銀行、信託、ファンド等)や認定経営革新等支援機関と策定し、承認を受けていること。 ③補助事業終了後3～5年で付加価値を年平均成長率3.0%～4.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。又は従業員1人あたり付加価値を年平均成長率3.0%～4.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。 (※)各事業類型毎に別途補助対象要件を別途設けています。詳細は公募要領を参照ください。 ○同一法人・事業者での各事業類型への応募は、1回の公募につき1申請に限り、 ○各事業類型の応募 (A)成長分野進出枠(通常類型): ポストコロナに対応した、成長分野への大規模な事業再構築にこころを取り組む事業者や、国内市場開拓等の構造的な課題に直面している事業者、業種の事業者が取り組む事業再構築を支援。 (B)成長分野進出枠(GX進出類型): ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略(実行計画)14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者の事業再構築を支援。 (D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型): コロナ禍の影響を受けた事業者の事業再構築を支援。 ○上乗せ措置 (F)卒業促進上乗せ措置: 各事業類型(A)～(D)の補助事業を通じて、中小企業等から中堅企業等に成長する事業者に対する上乗せ支援。 (G)中長期大規模資金引上促進上乗せ措置: 各事業類型(A)～(D)の補助事業を通じて、大規模な買上げに取り組む事業者に対する上乗せ支援。	本事業は、ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するために新市場進出(新分野開拓、業種転換)、事業・業種転換、事業再建、国内開拓、地域域ブランドチェーン構築・強化又はこれら複数の進出・業種転換の拡大等、思い切った事業再構築に取組む有する中小企業等の成長を支援すること、日本経済の構造的課題を克服することを目的とします。 第13回公募では、ポストコロナに対応した事業者をこころから行う事業者の成長を引き続き重点的に支援していきます。 各事業類型 以下の3つの事業類型があります。 (A)成長分野進出枠(通常類型) (B)成長分野進出枠(GX進出類型) (D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型) ○コロナ回復加速化枠(最低賃金類型) ○事業再構築補助金の新規の応募申請受付は第13回公募で終了	交付決定日～12か月以内	https://jbaoua.nhk.or.jp/	○問合せ先: 事業再構築補助金事務局コールセンター(コールデスク)のシステム)の活用を検討する理由、以下の準備が必須です。 ・申請書と電子申請システム(J-Gate)での受付、「G7xIDプロファイルアカウント」が必要のため、事前に取得を行う。 ・申請書について登録情報や認定申請書や支援機関の承認が必要 ○第13回公募では前向き手続は廃止 ○事業再構築補助金の新規の応募申請受付は第13回公募で終了	
4	○	○	○	○	なし	税制支援・生産性向上	国内	中小企業等経営強化法に基づく中小企業経営強化税制		平成29年4月1日～令和7年3月31日までの期間	法人税(※1)について、即時償却又は取得価額の10%(※2)の税額控除が選択適用できます。(中小企業経営強化税制) ※1 個人事業主の場合には所得税 ※2 資本金3000万円超1億円以下の法人は7%	中小企業等 ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人 ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 ・協同組合等 ※ 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業等」に該当するものに限り。ただし、次の法人は、資本金又は出資金の額が1億円以下でも税額控除の対象とはなりません。 ①同一の大規模法人(注)から2分の1以上の出資を受ける法人 ②①以上の大規模法人(注)から3分の2以上の出資を受ける法人 ③前3事業年度の平均総額が150万円を超える法人 ④大規模法人とは、資本金又は出資金の額が1億円超の法人、資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大規模法人(資本金又は出資金の額が5億円以上である法人)との間に当該大規模法人による完全支配関係がある法人等を含む。独立行政法人・中小企業審判委員会(中小企業等経営強化法)に規定する認定事業再構築委員会を組織して間接的に保有している形のもの)及び中小企業等経営強化法を廃止する。	「経営力向上計画」に認定された事業者。 ○中小企業等経営強化税制 青色申告書提出する中小企業等が、認定期間内、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新築取得等して、認定事業の開始に併した場合、即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。 設備の種類 ・A類型: 生産性向上設備 ・B類型: 販路拡大設備 ・C類型: デジタル化設備 ・D類型: 経営革新化設備	「経営力向上計画」の実施期間満了7時まで	https://www.chyabo.net/ https://www.yuaka.info/	○令和5年度改正(期間延長) ○補助対象企業については事前に十分に確認ください。		
5	○	○	○	○	なし	税制支援・生産性向上	国内	中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」認定による税制支援		2023年4月1日～2025年3月31日までの期間	固定資産税の課税標準を1/2または1/3に軽減 特例措置 固定資産税の課税標準を3年間に限り1/2に軽減 さらに、買上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、 以下の期間に限り、課税標準を1/3に軽減。 ・令和6年3月31日までに取得した設備: 5年間 ・令和7年3月31日までに取得した設備: 4年間	○中小企業等 ※市町村が定める購入促進基本計画によって対象となる業種等がある場合があります。また、税制支援は対象となる期間要件が異なりますのでご注意ください。 ○「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業者。 ○対象設備(※1) 認定経営革新等支援機関の承認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備 【成長期資産の種類ごとの要件(最低取得価格)】 ① 機械設備 (160万円以上) ② 測定工具及び検査工具 (30万円以上) ③ 器具備品 (30万円以上) ④ 建物附属設備 (60万円以上) ※車庫と一体で課税されるものは対象外 ※1 市区町村によって異なる場合があります。 ○その他の要件 ・企業、新技術開発等に直接利用されるものであること ・中古資産でないこと	「先端設備等導入計画」は、中小企業等経営強化法に規定された、中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画である。 この計画は、市区町村が「購入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができます。認定を受けた場合は税制支援などの支援措置を適用することができます。 税制支援 中小企業等が、適用期間内、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減されます。 また、従業員に対する買上げ方針の表明を計画に記載した場合は、令和6年3月31日までに取得した場合は5年間、令和7年3月31日までに取得した場合は4年間にわたって1/3に軽減されます。	https://www.chyabo.net/ https://www.yuaka.info/inf.html	○令和5年度制度改正			
6	○	○	○	○	なし	税制支援・生産性向上	国内	中小企業投資促進税制		～2025年3月31日	対象設備の取得価格の特別償却30%、又は税額控除7% ○個人事業主および資本金3,000万円以下の中小企業 特別償却 30% 又は 税額控除7%が選択適用 ○資本金3,000万円超の中小企業 特別償却 30%	○中小企業等(資本金1億円以下の法人、農協協同組合、商店街協同組合等) ○従業員1,000人以下の個人事業主	○特別償却: 取得時点で償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り替えることができます。 ○税額控除は、中小企業等経営強化法と合わせてその事業年度の法人税又は所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り替えることができます。 ○対象設備 ・機械及び備品 (1台160万円以上) ・測定工具及び検査工具 (1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上) ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原簿、開発研究用のもの、サーバー用OSのラッチ一定のものなどは除く ・建物附属設備(取得価格が3.5ト超以上) ・内装設備(取得価格が75%が対象)	中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上を図るため、一定の機械設備等の対象設備の取得や取得等した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるものです。	https://www.chyabo.net/ https://www.yuaka.info/inf.html	○令和5年度改正(期間延長)		

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/3/11

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
 - ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
 - IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- 採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例
新規追加または情報更新

概要										詳細									
おすすめ度																			
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助用途	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考	
7	○	○	○			なし	国内	地域未来投資促進法に基づく税制支援措置 「地域未来投資促進税制」		～2025年3月31日	対象資産の特別償却：最大50%又は 税額控除：最大5% ○機械装置・器具備品 特別償却40% 又は 税額控除4% ○機械装置・器具備品（上乗せ要件を満たす場合） 特別償却50% 又は 税額控除5% ○建物・附属設備・構築物 特別償却20% 又は 税額控除2%		青色申告法人で、地域経済再生事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する承認地域経済再生事業者	○STEP1: 都道府県知事による地域経済再生事業計画の承認 地域経済再生事業計画の承認を受けるためには、都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に照らす必要があります。 ＜地域経済再生事業の要件＞ ①地域の特性の活用、②高い付加価値の創出、③地域の事業者に対する経済的効果 ○STEP2: 国（主務大臣）による課税特例の承認 ＜課税特例の要件＞ ①先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域は除く） 【補償期間】：労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上 【サブファイブーン類型】：海外への生産拠点を集中し生産性が50%以上の製品を製造 事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上、等 ②設備投資額が2,000万円以上 ③設備投資額が前年度減価償却費の20%以上であること ④対象事業の売上高伸び率が、ゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率が5%以上高いこと ⑤計画作成済であり、その労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率5%以上上乗せ要件（平成31年4月1日以後に承認を受けた事業が対象） ⑥次の（ア）または（イ）のどちらかを満たすこと （ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 （イ）対象事業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が3億円以上、かつ、対象事業において認められる付加価値額が3億円以上 ⑦労働生産性の伸び率が4%以上かつ投資収益率が5%以上 ・サブファイブーン類型・災害特例に基づく申請は上乗せ要件の対象外となります。	地域未来投資促進税制では、地域経済再生事業に従って建物、機械等の設備投資を行う場合、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることができます。 本制は承認を受けるためには、都道府県による地域経済再生事業計画の承認（STEP1）の上、国（主務大臣）による課税特例の承認（STEP2）に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。		https://www.meti.go.jp/press/2025/03/03/20250303_001.html		
8	○					なし	国内	令和5年度補正 省エネルギー投資促進支援事業 【「(III)設備単位の補助対象設備の製品型番登録の告知」】 https://sii.or.jp/setsubi05r/material.html	(III)設備単位の	2024年2月13日(火)～ ※2024年2月下旬までに受理され内容に不備がない製品型番は、2024年3月下旬の公開を予定しています。 登録は上記の開始日以降、随時受け付け、登録審査を行います。 ※登録申請からSIIホームページに公表されるまでに、1か月以上かかる可能性があります。その点を念頭において申請してください。※内容に不備がない製品型番は、受理されたのち約3週間程度で登録・公表予定です。		製品型番登録を行うことができる製造事業者は、以下の要件を全て満たす必要があります。 ①国内において事業活動を営んでいる法人であること（法人登記している事業者に限る）。 ②製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で性能の検証と出荷・販売を行える事業者であること（製造責任法（PL法）に規定する製造業者等）。 ③経済産業省から補助金等停止措置又は無名停止措置が課せられていない者であること。	○本事業の【(III) 設備単位の】の補助対象設備になるためには、製造メーカーによる製品型番登録が必要です。 ○「生産設備」の対象 ・工作機械: 旋盤（ターニングセンタ含む）、マシニングセンタ、レーザ加工機、フライス盤、研削盤、歯車加工機、電気加工機 ・プラスチック加工機械 ・プレス機械 ・印刷機械 ・ダイカストマシン	「令和5年度補正 省エネルギー投資促進支援事業補助金」では、業績継続的に導入される「ユーティリティ設備」、及び「生産設備」（以下、「認定設備」という）について、市場の中でも省エネ性能の高い設備に対して補助を行い、エネルギー消費効率等のさらなる水準の向上を図ります。 令和5年度補正 省エネルギー投資促進支援事業補助金には、以下の2つの事業区分があります。 (II) 設備単位の: 特定のユーティリティ設備、生産設備の更新支援 (IV) エネルギー需要最適化型: エネルギー消費削減サービスの導入による支援 このうち (III) 設備単位の: 補助対象設備として登録された認定設備への更新を行う事業を対象に、設備費を補助対象経費としてその1/3を補助します。		https://sii.or.jp/setsubi05r/sub05r	○問合せ先: 一般社団法人電機共創イニシアティブ 省エネルギー投資促進支援事業費補助金製品型番登録担当 ○【(III) 設備単位の】の補助対象設備の製品型番登録の告知です。		
9	○					なし	国内	令和6年度補正 省エネルギー投資促進支援事業 【「(III)設備単位の補助対象設備の製品型番登録の告知」】 https://sii.or.jp/setsubi06r/material.html	(III)設備単位の	2025年3月3日(月)～ ※登録は上記の開始日以降、随時受け付け、登録審査を行います。 ※登録申請からSIIホームページに公表されるまでに、1か月以上かかる可能性があります。その点を念頭において申請してください。※内容に不備がない製品型番は、受理されたのち約3週間程度で登録・公表予定です。		製品型番登録を行うことができる製造事業者は、以下の要件を全て満たす必要があります。 ①国内において事業活動を営んでいる法人であること（法人登記している事業者に限る）。 ②製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で性能の検証と出荷・販売を行える事業者であること（製造責任法（PL法）に規定する製造業者等）。 ③経済産業省から補助金等停止措置又は無名停止措置が課せられていない者であること。	○本事業の【(III) 設備単位の】の補助対象設備になるためには、製造メーカーによる製品型番登録が必要です。 ○「生産設備」の対象 ・工作機械: 旋盤（ターニングセンタ含む）、マシニングセンタ、レーザ加工機、フライス盤、研削盤、歯車加工機、電気加工機 ・プラスチック加工機械 ・プレス機械 ・印刷機械 ・ダイカストマシン	「令和6年度補正 省エネルギー投資促進支援事業補助金」では、業績継続的に導入される「ユーティリティ設備」、及び「生産設備」（以下、「認定設備」という）について、市場の中でも省エネ性能の高い設備に対して補助を行い、エネルギー消費効率等のさらなる水準の向上を図ります。 令和6年度補正 省エネルギー投資促進支援事業補助金には、以下の2つの事業区分があります。 (II) 設備単位の: 特定のユーティリティ設備、生産設備の更新支援 (IV) エネルギー需要最適化型: エネルギー消費削減サービスの導入による支援 このうち (III) 設備単位の: 補助対象設備として登録された認定設備への更新を行う事業を対象に、設備費を補助対象経費としてその1/3を補助します。		https://sii.or.jp/setsubi06r/material.html	○問合せ先: 一般社団法人電機共創イニシアティブ 省エネルギー投資促進支援事業費補助金製品型番登録担当 ○【(III) 設備単位の】の補助対象設備の製品型番登録の告知です。		
10	○	○				なし	国内	中小企業者力化投資補助金 (カタログ注文型)	カタログ注文型	2024年6月25日(火)～ 2026年9月30日(水) 随時受付 (応募・交付申請) ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。	従業員数5名以下: 200万円 (300万円) 従業員数6～20名: 500万円 (750万円) 従業員数21名以上: 1,000万円 (1,500万円) ※補助上限額は従業員数ごとに異なります。 ※賞上げ要件を達成した場合、() 内の値に補助上限額を引き上げ	1/2以内	人手不足の状態にある中小企業等	○基本要件 本事業では、カタログに登録された省力化製品を導入し、販売事業者と共同で取り組み事業を通じて、以下①～④の効果を発揮する【4-1】に記載する要件を満たす事業計画に基づいて行われるの補助対象とします。 また、交付決定を受けた場合においても、全額を受け取ることは限らないことと留意ください。 なお、交付決定を受けてから実績報告を行うまでは補助事業期間、交付決定を受けてから補助事業終了してからの30日間の効果報告を提出するまでは補助期間とします。 ○労働生産性向上目標 補助事業終了後1年間毎年、申請時と比較して労働生産性を平均成長率(CAGR) 3.0%以上向上させる事業計画を策定し、採択を受けた場合はそれに取組みます。 ○賞上げの目標 下記2点を補助事業期間終了時点で達成する見込みの事業計画を策定した事業者は、補助上限額の50%の額に引き上げます。（※補助上限額は、交付申請時点での従業員数によって異なります） ① 事業開始後最低賃金を45%以上増額させる 2 給与支給総額を6%以上増加させる ※申請時に賞金引き上げ計画を従業員に表明していることが必要 ○詳細は公募要領を参照ください。	中小企業者力化投資補助事業は、令和3年度から3年間を事業期間とすることを踏まえ、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業者の経費の一部を補助することにより、省力化製品を活用して中小企業等の労働生産性や生産性向上を図るとともに、賞上げにつなげることを目的とする。その際、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品で補助の対象となるものをあらかじめ絞り込み、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、結果で効果があがる省力化製品を促進する。 補助対象 本補助金の各製品カテゴリ（※1）の省力化製品（※2）の製品カタログに掲載された製品（詳細は本補助金のHPを参照） ※1 製品カテゴリ 「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に使用された製品を分類する製品であり、その動作原理や外形、機能等において大きな違いを有しているため分類される。工業等が、会員企業等の製品カタログへの登録の要領等を踏まえ、中小企業等に対して、製品カテゴリの登録申請を行い、中小企業等が業務管理や協議して、製品カテゴリの設定を行う。 ※2 省力化製品 「省力化製品」とは、省力化製品製造事業者が製造し、省力化製品販売事業者が販売し、カタログに登録された 汎用製品を指す。 製品登録においては当該製品カテゴリの省力化製品を指すか等を工業等及び事務局において審査し、中小企業等において承認された製品等がカタログに登録され、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになる。	交付決定日から12か月以内	https://shoryukaku.ssi.go.jp/	○問合せ先: 中小企業者力化投資補助事業 コールセンター	
11	○	○				なし	国内	中小企業者力化投資補助金 (カタログ注文型) 【製造メーカー向け情報】 審査担当工業会: (一社) 日本工作機械工業会 対象の「製品カテゴリ」 ・5軸制御マシニングセンタ ・複合加工機	カタログ注文型	2024年11月5日(火)～ 随時受付 ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。		1/2以内	①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。	○製品登録要件 (1) 販路開拓 ①販路開拓: 業務提携や業務提携等の仕組、仕様が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することから分かること ②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている。利用が想定される中小企業等における対象業種の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程・サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率向上に生産性向上に寄与すること。 ③申請時点において、前申請時点に製品登録を行っていること。補助の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせることで稼働する製品の場合は、省力化効果を実現するための最低限の構成要素がパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することによる省力化効果を実現するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の機能に必ずしも必要としない製品や周辺機器の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外とする。 ④単体で稼働しない又は省力化効果を実現しない構成でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を実現しない場合は、省力化効果を実現するシステム等として一体として登録すること ⑤汎用製品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑥販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。⑦製造上の機械組立又は器具備品であること。 ⑧販売が開始されており、製造、販売された実績を3年以上有していること。 ⑨製造上の機械組立又は器具備品であること。 ※詳細は省力化製品・製造事業者登録申請の手引きや登録要領などを参照ください。	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業者の経費の一部を補助することにより、結果で期待がある省力化製品を促進し、中小企業等の労働生産性や生産性向上を図るとともに、賞上げにつなげることを目的とする。 補助対象事業 事務局に事前登録された人手不足解消に効果がある汎用製品（以下、「省力化製品」という。）を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より導入する事業		https://shoryukaku.ssi.go.jp/main/faculty/	○問合せ先: カタログ登録サポートセンター	

設備購入が補助対象にある補助金_支援助金_奨励金_助成金

データ目次: 2025/3/11

背景色凡例 新規追加または情報更新

補助金_支援助金_奨励金_助成金のおすすめ度

- FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援助金_奨励金_助成金
ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援助金_奨励金_助成金
IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援助金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援助金_奨励金_助成金

Table with columns: No, おすすめ度, 概要, 詳細. Rows include items 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18 with various details on funding amounts, categories, and application procedures.

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/3/11

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT: IoT機器導入を対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例
新規追加または情報更新

概要										詳細								
おすすめ																		
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
19	○	○	○			なし	福島県	福島復興再生特別措置法による課税の特例(税制優遇) 【福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置】(イノベ税制)		2021年4月～2026年3月31日		①機械・装置、建物等を取得した時の特別償却又は税額控除 ・特別控除(機械・装置等:即時償却、建物等:25%) ・税制控除(機械・装置等:15%、建物等:8%) ②遊離対象雇用者等又は特定雇用者に対する給与等支給額の15%を税額控除 ③開発研究用資産の特別償却及び税額控除	○新産業創出等推進事業促進区域(※1)内において、新産業創出等推進事業を行う個人事業者又は法人【知事の認定が必要です】(※2) ※1 福島県研究開発振興区域(いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川根町、広野町、楳町、高岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の15市町村)の一部区域 ※2 「新産業創出等推進事業実施計画」の認定	○対象地域 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の範囲を支援するため、新産業創出等推進事業促進区域(福島県研究開発振興区域(15市町村)内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域) 新産業創出等推進事業 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島県研究開発振興区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁で定められた事業		https://www.pref.fukushima.go.jp/sect/110124/kyokusho1004.html	○問合せ先: 福島県 企業振興部 福島イノベーション・コースト構想推進課 ○詳しくは上記へお問い合わせください。	
20	○					なし	東京都	令和7年度明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業助成金(第1回募集)		2025年4月1日(火)～2025年4月8日(火)	小規模企業区分:1,000万円 一般区分:2,000万円	2/3以内	○東京都内に本社があり、令和7年4月1日現在で引き続き2年以上事業を営んでいる中小企業者等 ○上記中小企業者等によって構成される中小企業グループ	○申請区分として「業種に関する区分」と「規模に関する区分」があります。 (1)業種に関する区分 ①ものづくり区分:日本標準業分類において「大分類製造業」に該当する事業者が行う、自社の技術の高度化、高付加価値化に向けた技術開発等を行うもの ②受託サービス区分:日本標準業分類において「大分類製造業」に該当する以外の事業者が行う、自社サービスの高度化、高付加価値化に向けた技術開発等を行うもの (2)規模に関する区分 ①小規模企業区分:中小企業基本法に定める小規模企業者に該当し、小規模企業区分での申込みを希望する事業者 ②一般区分:①以外の事業者及び①の事業者のうち一般区分での申請を希望する事業者 小規模企業区分に該当する事業者でも、一般区分に申請することは可能	主として製造業の従事者について製造、サービスを提供する範囲の受注型中小企業者を、技術・サービスの高度化・高付加価値化のための技術開発等を支援し、受注機会や事業機会の拡大など、都内受注型中小企業の技術・経営基盤を強化することを通じて、都内産業の振興に資することを目的とします。	2025年7月1日～2026年9月30日	https://www.tokyo.kobun.go.jp/kyokusho/kyokusho.html	○問合せ先: 東京都中小企業振興センター ○申請方法: 郵送
21	○	○	○			なし	東京都	新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業(経営改善計画策定による経営基盤強化支援)(一般コース)(第10回)		2025年3月3日(月)～2024年3月14日(金)	800万円	2/3以内	都内で事業を行う中小企業者	○最近3年間の売上高が「2019年の決算期(前年4月1日～前年3月31日)と比較して減少している、又は前決算期において損失を上していること。 ○令和6年度において、本事業で1度も交付決定を受けていないこと。 ○申請者が所有又は賃借する本社・事務所・工場等において取り組まれ、実施場所に対応以下の条件を満たすこと。 ・事業所の割合 条件) 都内に本店または支店があること ・東京都外(神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、山梨県に所在すること) 条件) 都内に本店があること	ポストコロナ等における事業環境の変化を課題とし、対応策として、事業者が創出・工夫のもと「これまで営んでいた事業の深化又は発展」に取り組み、これが経営基盤の強化につながる認められた場合に、当該取組に必要な経費の一部を助成します。	交付決定日から最大1年間	https://www.tokyo.kobun.go.jp/kyokusho/kyokusho/index.html	○問合せ先: (公財) 東京都中小企業振興公社 新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業 事務局
New 22	○	○	○			なし	越谷市/埼玉県	令和7年度物価高騰対策中小企業設備導入等支援補助金		2025年4月14日(月)～2025年4月25日(金)	200万円	2/3以内	市内に事業所を有する中小企業者	○令和5年度に同補助金の交付を受けたことがない方のみ ○対象設備 □高効率空調 □産業用ヒートポンプ □業務用冷蔵庫 □業務用ボイラ □高効率コンプレッション □低炭素工業炉 □変圧機 □冷凍冷蔵庫 □産業用モータ □LED照明器具 □工作機械 □プラスチック加工機械 □プレス機械 □印刷機械 □カスタムマシン □生産工程の自動化 □ロボットの導入 □AI YAGレーザー等の技術を活用したシステムの導入 □その他 ○国や地方公共団体等(当市含む)の公的機関における補助金等を併用する事業は対象外。	越谷市では、エネルギー価格高騰等の影響を受けている市内中小企業者の負担軽減と経営基盤の強化のため、省エネルギー化、省コスト化及び効率化、高収益を目的とした設備等の導入や更新を行う場合に、その経費の一部を助成します。	交付決定日から2025年12月19日(金)まで	https://www.city.saitama.lg.jp/kajima/kyokusho/kyokusho.html	○問合せ先: 越谷市環境経済部 振興課 中小企業支援担当
23	○	○	○			なし	富士見市/埼玉県	令和6年度富士見市中小企業チャレンジ支援事業補助金	生産性向上支援事業 設備導入事業	2024年4月1日～随時(予算終了まで)	生産性向上支援事業:10万円 設備導入事業:50万円	1/2以内	市内に本社または事業所を有する中小企業者等	○生産性向上支援事業 ・対象経費: ビジネスのデジタル化に向けた設備費用及び業務効率化のためのソフト購入費用 ○設備導入事業 ・対象経費: 市内の事業所で使用する、製品の生産の用に直接供する設備の購入費用、賃借料に要する経費 (埼玉県経営革新計画又は先施設備等導入計画に即して実施するものに限る。) ○交付決定前に事業に着手してしまつたと助成の対象となりません。 ○同一事業で過去に補助を受けている方は申請できません。	市内中小企業等の競争力強化及び地域産業の活性化を図るため、産業界と協力を活用し、市内中小企業者等が新たに取り組む事業に対し、経費の一部を助成します。	https://www.city.fujimi.lg.jp/kyokusho/kyokusho.html	○問合せ先: 富士見市産業経済課	
Update 24	○	○	○			なし	新分野展開・業態転換	長野県 長野県プラス補助金(第1弾) (中小企業経営構造転換促進事業補助金)	信州未来リーディング企業育成事業	2025年4月1日(火)～2026年2月13日(金) ※事業計画の提出期限: 2023年9月29日(受付終了)	中小企業(通常枠): 500万円 中小企業(卒業枠): 1,000万円 中小企業(大規模資金引上げ枠): 2,000万円 中小企業(最低賃金枠): 100万円 中小企業(緊急事態宣言特別枠): 100万円	・中小企業(通常枠): 4/30 ・中小企業(卒業枠): 定額 ・中小企業(大規模資金引上げ枠): 定額 ・中小企業(最低賃金枠): 1/20 ・中小企業(緊急事態宣言特別枠): 1/20	長野県内中小企業	○この補助金は、国が令和2年度の第3次補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業(中小企業:卒業枠、通常枠、大規模資金引上げ、最低賃金枠及び緊急事態宣言特別枠)(※)の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。 ※1 上乗せ補助の対象は、第5回公募までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、国の補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。	本県経済において中心的役割を果たしている中小企業の未来(ポストコロナ)に向けた事業再構築を支援し、日本の各産業分野におけるリーディングカンパニーへの成長を促進するとともに、ウイズコロナ・ポストコロナを克服し、ニューノーマルに対応した低炭素リスク型ビジネスへの取組など、持続可能な経営形態への転換を支援するため	https://www.pref.nagano.lg.jp/kyokusho/kyokusho.html	○問合せ先: 産業・雇用 総合サポートセンター(地域振興 異業種連携)	
Update 25	○	○	○			なし	生産性向上・新商品開発	長野県 長野県プラス補助金(第1弾) (中小企業経営構造転換促進事業補助金)	中小企業ニューノーマル対応支援事業	2025年4月1日(火)～2026年2月13日(金) ※事業計画の提出期限: 2023年9月29日(受付終了)	ものづくり・商業・サービス補助金: 200万円 小規模事業者持続化補助金: 20万円 IT導入補助金: 90万円	・ものづくり・商業・サービス補助金: 4/30 ・小規模事業者持続化補助金: 3/20 ・IT導入補助金: 4/30	長野県内中小企業	○この補助金は、国が令和2年度の第3次補正予算で実施する中小企業生産性革命推進事業(ものづくり・商業・サービス補助金(※1)及び小規模事業者持続化補助金(※2)の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。 ※1 上乗せ補助の対象は、9次締切までの採択者です。 ※2 上乗せ補助の対象は、第6回までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、第5回公募までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、国の補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。	本県経済において中核的な役割を果たしている中小企業の未来(ポストコロナ)に向けた事業再構築を支援し、日本の各産業分野におけるリーディングカンパニーへの成長を促進するとともに、ウイズコロナ・ポストコロナを克服し、ニューノーマルに対応した低炭素リスク型ビジネスへの取組など、持続可能な経営形態への転換を支援するため	https://www.pref.nagano.lg.jp/kyokusho/kyokusho.html	○問合せ先: 産業・雇用 総合サポートセンター(地域振興 異業種連携)	
Update 26	○	○	○			なし	新分野展開・業態転換	長野県 長野県プラス補助金(第2弾) (中小企業経営構造転換促進事業補助金)	事業再構築補助金(国)の拡充	2025年4月1日(火)～2026年2月13日(金) ※事業計画の提出期限: 2023年9月29日(受付終了)	最低賃金枠(中小企業): 100万円 回復・再生応援枠(中小企業): 100万円 グリーン成長枠(中小企業): 500万円 原油価格・物価高騰等緊急対策枠(中小企業): 288万円 通常枠(中小企業): 100万円	・最低賃金枠(中小企業): 1/20 ・回復・再生応援枠(中小企業): 1/20 ・グリーン成長枠(中小企業): 1/10 ・原油価格・物価高騰等緊急対策枠(中小企業): 1/20 ・通常枠(中小企業): 1/12	長野県内中小企業	○この補助金は、国が令和3年度補正予算及び令和4年度補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業(中小企業:最低賃金枠、回復・再生応援枠、グリーン成長枠、原油価格・物価高騰等緊急対策枠及び通常枠)の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。 ※1 上乗せ補助の対象は、第6回公募から第9回公募までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、国の補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。	コロナ禍において、引き続き業績が厳しい中小企業の持続可能な経営形態への転換を促進し、ニューノーマルな社会変化への対応や競争力強化への取組を支援するため、予算の範囲内で、「長野県プラス補助金(第2弾)」(中小企業経営構造転換促進事業補助金:第2弾)を交付します。	https://www.pref.nagano.lg.jp/kyokusho/kyokusho.html	○問合せ先: 産業・雇用 総合サポートセンター(地域振興 異業種連携)	
Update 27	○	○	○			なし	生産性向上・新商品開発	長野県 長野県プラス補助金(第2弾) (中小企業経営構造転換促進事業補助金)	ものづくり・商業・サービス補助金(国)の拡充	2025年4月1日(火)～2026年2月13日(金) ※事業計画の提出期限: 2023年9月29日(受付終了)	回復型賃上げ・雇用拡大枠: 157万円 グリーン枠: 250万円	・回復型賃上げ・雇用拡大枠: 1/12 ・グリーン枠: 1/12	長野県内中小企業	○この補助金は、国が令和3年度補正予算で実施する中小企業生産性革命推進事業(ものづくり・商業・サービス補助金のうち回復型賃上げ・雇用拡大枠及びグリーン枠に属する)の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。 ※1 上乗せ補助の対象は、10次締切までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、国の補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。	コロナ禍において、引き続き業績が厳しい中小企業の持続可能な経営形態への転換を促進し、ニューノーマルな社会変化への対応や競争力強化への取組を支援するため、予算の範囲内で、「長野県プラス補助金(第2弾)」(中小企業経営構造転換促進事業補助金:第2弾)を交付します。	https://www.pref.nagano.lg.jp/kyokusho/kyokusho.html	○問合せ先: 産業・雇用 総合サポートセンター(地域振興 異業種連携)	

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/3/11

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例
新規追加または情報更新

概要										詳細									
おすすめ																			
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分野	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考	
28	○	○	○		なし	生産性向上	新潟市/新潟県	令和6年度 新潟市中小企業生産性向上・グリーン 設備投資補助金		2024年4月1日(月)~2025年3月31日(月)		区分A: 200万円 区分B: 500万円 区分C: 1,000万円 ※機械及び装置の取得価額	○新潟市内の工場等(製造業、卸売業、出版業に属する業に用いる事務所)に設備投資を行う中小企業者 ※建設業、卸売業、小売業(製造小売業を含む)等は対象になりません。	○付帯要件 事業の用に直接供する取得価額160万円以上の「機械及び装置」であり以下の区分に該当するもの 【区分A】(1)作業効率化: 20%以上改善 (2)下記①~③のいずれかを満たすもの ①CO2排出量を20%以上削減、②省エネ(燃費等)効果20%以上達成 ③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの 【区分B】(1)作業効率化: 30%以上改善 (2)下記①~③のいずれかを満たすもの ①CO2排出量を30%以上削減、②省エネ(燃費等)効果30%以上達成 ③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの 【区分C】(1)作業効率化: 40%以上改善 (2)下記①~③のいずれかを満たすもの ①CO2排出量を40%以上削減、②省エネ(燃費等)効果40%以上達成、③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの (3)導入設備から製造された製品又は部品がCO2排出量削減に寄与するものであり、工場の炭素生産性が年1%以上向上するもの	市内にて工場等を有する中小企業者(製造業、卸売業、出版業)が、事業の高度化及び拡大並びに継続的な設備取得を目指す場合において、当該中小企業者の生産性の向上に加え、脱炭素化に向けた取り組みを支援し、もって中企業者の競争力強化を図ることを目的とする。		https://www.city.niigata.lg.jp/quest/q16/q1607/q160701/q16070101.html	○問合せ先: 新潟市庁舎企業誘致課、各区域所の担当課 ○申請前に設備投資計画の事前相談が必要	
29		○			なし	ロボット導入 事前調査	静岡県	作業自動化機器導入実証事業補助金		2024年5月1日(水)~随時		50万円	1/2以内	○市内に事業所又は住所を有する中小企業者 ○調査のために必要なロボット借用費、リース料及びロボット関連費用/部品の制作費(認められる場合がある)は補助対象外。 ○対象経費 対象経費は作業自動化機器導入実証事業にかかる以下の費用 1)生産設備コンサルティング 職内分析、設備調査 2)自動化設備構築 生産工程の分析及び作業用ロボット導入の検討、リスクアセスメント 3)要素技術検証 設計シミュレーション、実現可能性試験 4)仕様書作成 納入仕様書センターテスト仕様書の作成 5)自動化機器の借用費 自動化機器のレンタルや自動化に必要な周辺機器のレンタル 6)AI導入検証 作業自動化機器の導入に必要なAIの試行的使用料(AIの使用料のみは除く)	本補助事業は、中小企業への作業自動化機器の導入に向けたシミュレーションのための費用を補助することで、作業自動化機器の導入を促進し、人手不足の解消を目的とします。 【対象事業】 ○製造業 生産用ロボット、協働ロボット、搬送ロボット(AMR等)等 ○物流業 生産用ロボット、搬送ロボット(AMR等)等、配管管理AI等 ○1次産業 ロボット作業機(無人トラクター)、ドローン、自動収穫機等	交付決定の日から事業完了日まで	https://www.pref.shizuoka.lg.jp/sampo/shizuoka-shizuoka-kogyosei/100792/1.html	○問合せ先: 静岡経済産業部産業革新政策イノベーション推進課	
New 30		○			なし	生産性向上	浜松市/静岡県	令和6年度(補正) 浜松市産業用ロボット導入支援事業費補助金		2025年3月3日(月)~2025年4月30日(水) 15時		500万円	1/2以内	○導入を行う場所が浜松市内の事業所であることが必要 ○生産用ロボットや搬送ロボット等のケースロボットの導入は対象外 ○対象事業は、ロボット導入によるマニピュレーション機能や移動機能を持ち、各種作業をプログラムにより実行できる機械 ○「生産性向上」の一側面 ・作業人数の削減(20(パーセント)以上の削減) ・労働時間の短縮(20(パーセント)以上の労働時間短縮) ・単位時間あたりの生産量の増大(20(パーセント)以上の生産量の増大) ・生産コストの削減(20(パーセント)以上のコスト削減) など	本事業では、浜松市内の中小企業に対し、製造、梱包、仕分等の工程における産業用ロボット導入の導入費用の一部を補助することにより、産業用ロボットの導入促進ならびに生産性向上を図ることを目的としています。 【対象事業】 浜松市内の事業所において、生産性の向上を図ることを目的に、製造、梱包、仕分等の工程で産業用ロボットの導入を行う事業。	交付決定日から2026年2月28日	https://www.city.hamamatsu.lg.jp/shimatsushin/010029101.html	○問合せ先: 浜松市産業部産業振興課	
31	○	○	○		なし	生産性向上・ 新商品開発	三島市/静岡県	三島市中小企業経営革新事業費		2024年4月1日(月)~2025年3月31日(月)		100万円	1/2以内	○中小企業等経営強化法に基づき、静岡県に経営革新計画を承認された市内の事業者 ○令和4年4月1日以降の申請 1)中小企業者につき1計画あたり100万円とする。ただし補助金額が上限額に達しない場合、その差額を翌年度以降の補助上限額とする。	静岡県が承認する経営革新計画を実施する市内中小企業を支援することにより、市内産業の活性化を図る。 【対象事業】 (1)静岡県に承認された経営革新計画に従って行われる事業。 (2)補助を受けようとする年度に実施する事業。	交付決定日から2026年3月31日 ※研究開発(一般枠)については 最長年度(2年)を選択できます。	https://www.city.mitsushima.lg.jp/sampo/shizuoka-shizuoka-kogyosei/020929101.html	○問合せ先: 三島市商工観光まちづくり課 または 三島商工会議所	
New 32	○	○			なし	新商品開発	愛知県	2025年度 新あいち創造研究開発補助金		2025年3月24日(月) ~2025年4月4日(金) 15時まで		一般枠: 1億円 デジタル(AI)・カーボンニュートラル 種: 1億円 スタートアップ・トライアル種: 1,000万円 ※上記区分であっても、航空宇宙産産特区関連事業、あいちシンクロトロン光センターを活用する事業は、2/3以内	・大企業 ・中企業 ・中小企業(研究実績がない又は原則創業10年未満の場合はスタートアップ・トライアル種も可) ・市町村(実証実験のみ)	【対象分野】 次世代自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット、デジタル(AI)、カーボンニュートラル分野等の研究開発、実証実験 【対象事業】 県内で実施される「研究開発」又は「実証実験」についての以下の区分の事業 (1)研究開発(一般枠) 次世代自動車等(注)等(注)は公募要項を参照)において、県内に事業所を持つ企業等が新たな製品の開発を目的として実施する研究開発について、次の1から3までのいずれかに該当するものを補助対象とする。 ①外部機関と連携して実施する研究開発、②アジアNo.1航空宇宙産産クラスター形成特区の目標達成に資する研究開発、③あいちシンクロトロン光センターを活用して実施する研究開発。 ④産産連携により実施する研究開発。 (2)研究開発(スタートアップ・トライアル種) 研究開発に参画のある中小企業の数が増大し、愛知県の産産を支える中小企業の競争力の向上を図るため、過去に本補助金の採択実績がない中小企業や新たな事業展開を図るスタートアップを対象 (3)研究開発(デジタル(AI)・カーボンニュートラル種) 県内の拠点まででの開発が対応しなければならない喫緊の課題であるデジタル化やカーボンニュートラルに関する取り組みを対象 (4)実証実験 企業が技術の高度化若しくは実用化又は製品の普及を目指す事業、技術的・社会的な課題の検証について、次の1から3までのいずれかに該当するものを補助対象とする。 ①次世代成長分野関連技術や地域課題を解決し、市町村等と連携して実施する実証実験、②次世代成長分野関連技術の高度化又は実用化を目指す実証実験、③アジアNo.1航空宇宙産産クラスター形成特区の目標達成に資する実証実験 ④産産連携により実施する実証実験	愛知県では、2012年度に創設した「産産連携対抗研究基金」による企業立地や研究開発・実証実験の補助を大変充実させ、社会経済情勢の大きな変化に対応するため、2025年4月1日より、「産産連携強化対抗研究基金」と名称を改め、事業の充実を図ることとしています。 次世代自動車や航空宇宙、ロボットなど、今後の成長が見込まれる分野において、企業等が行う研究開発・実証実験を支援する補助制度「新あいち創造研究開発補助金」についても、事業の一部見直しを行い、引き続き本県における付加価値の高いものづくりの補助・拡大につなげることが目的とし、本県内での事業連携を支援してまいります。	交付決定日から2026年3月31日 ※研究開発(一般枠)については 最長年度(2年)を選択できます。	https://www.pref.aichi.lg.jp/sampo/aichi-aichi-kogyosei/0206.html	○問合せ先: 愛知県 経済産業局 産産科 産産科 技術開発 研究開発支援グループ ○申請方法: あいち電子申請・届出システム又はデジタルWebページ(ログイン)から届出 ○説明会開催の予定: 2025年2月19日~2025年4月4日 15:00 ○同一法人・事業所からの応募は、1件に限りませ。	
33	○	○	○		なし	工場・研究所 の新増設	愛知県	新あいち創造産業立地補助金	Aタイプ (市町村と連携 する県内再投資 の支援)	随時		10億円(県支援分は5億円)	10%以内(県支援分5%)	大企業、中小企業 20年以上、県内(新設又は増設を行う市町村)に立地する工場等を有し、同一市町村において製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所を新設又は増設する企業(中小企業の場合は、市町村を通じた間接補助)	【投資規模要件】 大企業: 25億円以上 中小企業: 1億円以上 ・20年以上同一市町村内にて工場等を有していること。 【雇用要件】 認定申請から支援期間が終了するまでの間、以下の雇用要件を維持 大企業: 100人以上 中小企業: 25人以上	長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の進出を促進するため、立地市町村と連携し、県内における再投資を支援します。 【対象分野】 (1)次世代自動車(自動車を含む)、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット、その他知事が認める分野 (2)愛知県の産産連携の促進に関する基本指針に定める集積業種		https://www.pref.aichi.lg.jp/sampo/aichi-aichi-kogyosei/0206.html	○中小企業の場合は、市町村を通じた間接補助 ○連携する市町村により、補助額、補助率など募集内容に違いがあります。 ○問合せ先: 愛知県産業労働政策推進課(立地推進グループ)
34	○	○	○		なし	工場・研究所 の新増設	愛知県	新あいち創造産業立地補助金	Bタイプ (サプライ チェーンの中核 をなす分野等の 企業立地等の支 援)	随時		10億円	10%以内(既設工場での設備投資は5%以内)	大企業、中小企業 製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所を新設又は増設する企業	【投資規模要件】 大企業: 5億円(※は2億円)以上 中小企業: 2,000万円以上 【雇用要件】 常用雇用数が増 大企業: 20人以上 中小企業: 5人以上	サプライチェーンの中核をなす分野や成長産業分野において、県内の経済活力や雇用の喚起を促進し、拡大につなげる、小さくてもありと出る企業立地を支援します。 【対象分野】 (1)次世代自動車(自動車を含む)、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット、その他知事が認める分野 (2)(1)のうち、以下のいずれか1つに該当するもの ①サプライチェーンの中核をなす分野、②付加価値の高い成長性が見込まれる分野又は企業		https://www.pref.aichi.lg.jp/sampo/aichi-aichi-kogyosei/0206.html	○問合せ先: 愛知県産業労働政策推進課(立地推進グループ)
35		○	○		なし	工場・研究所 の新増設	愛知県	21世紀高度先端産業立地補助金		随時		100億円(投資額300億円以下の場合: 10億円)	10%以内(既設工場での設備投資は5%以内) ・研究所は、新増設: 20%以内(既設: 10%以内) ・300億円超の投資案件の場合は、300億円を超える金額の5%を10億円に追加	【投資規模要件】 大企業(工場): 50億円以上 大企業(研究所): 3億円以上 中小企業: 2億円以上 【雇用要件】 新規採用雇用者の増 大企業(工場): 20人以上 中小企業(工場): 5人以上 ・300億円超の投資案件の場合は、300億円を超える投資額100億円毎に10人の常用雇用者増を追加	県経済に大きな技術波及・雇用創出効果をもたらす、高度先端産業分野における大規模な工場・研究所の立地を支援します。 【対象分野】 航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、その他知事が認める高度先端分野		https://www.pref.aichi.lg.jp/sampo/aichi-aichi-kogyosei/0206.html	○中小企業の場合は、市町村を通じた間接補助 ○連携する市町村により、補助額、補助率など募集内容に違いがあります。 ○問合せ先: 愛知県産業労働政策推進課(立地推進グループ)	
36	○	○	○		なし	新商品開発・ 生産性向上	愛知県	航空宇宙産産立地補助金		2024年4月1日(月)~2026年3月31日(火) (随時受付)		1.5億円	1/4以内	県内に事業所を有し、当該事業において事業を行っている企業	○航空宇宙産産に係る事業について、愛知県の3年間のうち、任意の3か月分の合計売上高が、2019年分の前年比売上高に比べて10%以上減少している企業 ○対象経費: 航空宇宙分野における製品の開発、生産等を行うための県内において設置する機械及び備品の購入代金、運搬費及び組立工費(1設備あたり2千万円以上) ○同一補助対象設備に対して、県中他自治体の補助金と併用してご利用いただけます。 ○事業内視察補助金、名古屋航空宇宙産業設備投資促進補助金、小牧市中小企業次世代成長産業振興基金(補助金等) ※県中他自治体の補助金の申請等をご確認ください。 ○2025年度未だに事業を完了すること。	愛知県では、県内で新規設備投資を行う航空機サプライヤーを対象に、航空機産業振興に向けた生産設備の増設・強化の取組を支援します。	交付決定日~2026年3月31日	https://www.pref.aichi.lg.jp/sampo/aichi-aichi-kogyosei/0202.html	○問合せ先: 愛知県 経済産業局 産産科 産業振興課 次世代産業 航空宇宙 振興グループ 届出方法: あいち電子申請・届出システム

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/3/11

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
 - ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
 - IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- 採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例
新規追加または情報更新

概要										詳細								
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助制度種別	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
37		○				なし	愛知県	2025年度 ロボット未活用領域導入検証補助金		2025年3月24日(月)～2025年6月13日(金) 17時30分		500万円 中小企業者等: 2/3以内 大企業注2、大学、研究機関、その他団体: 1/2以内	○「あいちロボット産業クラスター推進協議会」に加入している中小企業者等、大企業、大学、研究機関、その他団体 ○ロボットの提供前・利用前のみが対象であること。 【対象者】 ロボットメーカー、ロボットシステムインテグレーター、ロボットサービス提供者等 【利用前】 ロボットの提供前が製造・構築・販売する機械又は提供するサービスを利用する者 ○ロボットの提供前・利用前のみが対象に事業所を有すること。	○ロボットの提供前・利用前のみが対象とする事業実施体制を有すること。 ○同一目的の事業において、国・地方公共団体等から補助金等の交付を受ける場合には、原則として、当該部分はこの補助金の対象と見做しません。 ○事前検証・業務分析、業務効率化検証、業務のロボット化、自動化の検討、周辺設備や機械との連携検証、技術調査、運用上の課題検証、費用対効果検証、事業化可能性調査	ロボット等の活用が進まない領域(用途)において、その課題の1つとなっている技術開発や費用対効果等の不透明さを解決するための事前検証を支援し、ロボット導入の促進を図ります。さらに、事前検証を通じて明らかになった改善や検証された事業モデルについて、同様のユースケースへの構築等に活用できることも期待しています。	交付決定日～2026年3月31日	https://www.pref.aichi.jp/arcas/arcas/robot/robotai2025.html	○問合せ先: 愛知県 経済産業部 産業部 産業振興課 次世代産業室 ロボット産業グループ お問い合わせ先: あいち電子申請・届出システム
38	○	○	○			なし	名古屋/愛知県	名古屋市内企業再投資促進補助金		随時		大企業: 5億円 中小企業: 10億円 大企業: 5%以内(※) 中小企業: 10%以内 (うち2分の1は県負担) ※固定資産税・都市計画税相当額の3年分(研究所の場合5年分)かつ固定資産取得費用の5%以内	20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設を行う企業	○要知照の「新あいち創造産業立地補助金」に採択されることが必要 ○20年以上市内に立地していること ○「投資促進要件」 大企業: 25億円以上 中小企業: 1億円以上 ○「雇用要件」 名古屋市内の事業所における常用雇用者数の合計で、事業認定申請時点から補助金交付終了年度までの期間中、 大企業: 100人以上 中小企業: 25人以上	名古屋市内では、長年にわたり、市内の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、要知照と連携し、市内における再投資を支援します。	https://www.city.nagoya.lg.jp/arcas/page/000017219.html	○問合せ先: 名古屋経済開発イノベーション推進部産業立地交流推進課 立地交流係	
39	○	○	○			なし	一宮市/愛知県	一宮市企業再投資促進補助金		随時		3億円 固定資産取得費用(土地を除く)の10%	工場、研究所の新増設等を行う中小企業 工場が20年以上愛知県内で立地し、かつ概ね10年以上一宮市に立地しており、25人以上の常用雇用者等を有する企業	○「投資促進要件」 固定資産取得費用1億円以上(土地を除く) ○「投資促進要件」 工場・研究所において、常用雇用者を25人以上以上維持すること。 ・採算開始に伴い、新規常用雇用者を5人以上雇用し、支援期間中5人以上以上維持すること。 ○一宮市企業立地奨励制度の「立地促進奨励金」との併用はできません。	長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、要知照と連携し、市内における再投資を支援します。 ※「新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)」に対応した補助金	https://www.city.ichinomiya.lg.jp/arcas/page/000020001.html	○問合せ先: 一宮市企業立地推進課	
40	○	○	○			なし	東浦町/愛知県	設備投資、販路開拓等補助金		随時		100万円(※) ※以下の対象補助金は25万円 ・小規模事業者持続化補助金 ・IT 導入支援事業費補助金	町内に事業所を有する中小企業者等	○令和2年4月1日以後に以下のいずれかの補助金の交付決定を受けた事業 「ものづくり・商業、サービス生産性向上促進補助金(一般型)」 「小規模事業者持続化補助金」 「サービス生産性向上IT 導入支援事業費補助金」 「JAPANブランド育成支援等事業費補助金(事業型)」 「事業再興補助金」(中小企業者等に係るものに限る。) ○申請期間 対象補助金の交付額の確定の通知を受けた日から60日以内 または 対象補助金の交付額の確定の通知を受けた日の属する年度の3月末日のいずれが早い日	新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたため、国の中小企業生産性向上推進事業等を活用して、設備投資、販路開拓に取り組む町内の中企業者等を、企業成長の角の弱体化および事業の継続を支援することと目的とし、補助するものです。	https://www.town.higashi-ohshima.jp/arcas/page/000000001.html	○問合せ先: 東浦町 商工振興課 商工課 課長 ○交付決定を受けた国の対象補助金の申請により、補助期間が異なりします。	
41	○	○	○			なし	三重県	三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金(第1期)		2025年3月4日(火)～2025年4月10日(木)		200万円 1/2以内	三重県内に主たる事業所又は事業所を有する中小企業等	○三重県経路向上計画の認定申請を行うことができる者 ○エネルギー価格等高騰の影響を緩和する生産性向上や業態転換の取組を支援することで、従業員の確保およびつぎつぎとする者 ○資金引上げは必須要件ではありませんが、事業実施期間内に、従業員を資金引上げに取組む事業者に対しては加点措置を行います。 ○同一事業者が同一内容で本制度以外の国、市町等が助成する他の制度(補助・委託事業等)を活用して重複する補助事業を実施している場合には本補助金の対象外です。 ○補助金申請時に作成した経路向上計画に基づいて「三重県経路向上計画(ステップ2以上)」を策定し、令和7月末までに公益財団法人三重県産業支援センターに提出し、三重県の認定を受けてください。	原油、ガス、電気等のエネルギー価格が高騰し、企業活動に様々な影響を及ぼしています。本補助金は、こうした状況にあっても、従業員の確保引き上げ等に努めるよう、エネルギー価格等高騰の影響を受けている中小企業等に、エネルギー価格高騰の影響を緩和する生産性向上や業態転換を行い、もって競争的な経営向上等をめざす取組を支援することを目的とします。	交付決定日～2025年10月31日まで	https://www.pref.mie.lg.jp/arcas/energy/energy.html	○問合せ先: 申請書類提出先: 公財) 三重県産業支援センター 経営支援課 生産性向上補助金係 ○申請方法 郵送のみ
42		○	○			なし	大垣市/岐阜県	令和6年度IoT導入支援事業補助金		2024年4月1日(月)～随時 ※予算額に達した時点で募集を終了		100万円 補助対象経費の1/2以内 ※補助対象経費から国・県等の補助金を差し引いた額を基準とします。	市内に住所を有する中小企業者・事業者(製造業に限る)	○市内の工場・事務所等に設備を導入するものが対象となります。 ○実績報告書は、事業完了後30日以内、または令和7年3月28日までいづれが早い日までに提出。 対象条件 従前から行われている半機械の自動化や工場の生産管理ソフトの導入にとどまらず、そこから収集される各種のデータを活用して、次のいづれか又は、電算を行うことが必要となります。 ・監視(モニタリング) ・保守(メンテナンスサービス) ・制御(コントロール) ・データ分析(アナライズ)	新規課題の課題解決のため、IoT、ロボット、AI等の先端技術を活用した取り組みに係る経費を補助します。	https://www.city.gakyo.lg.jp/arcas/00000046.html	○問合せ先: 大垣市経済産業振興課	
43		○	○			なし	富山県	富山県中小企業トランスフォーメーション補助金(第2次募集)		2025年2月25日～2025年7月31日		課題見える化種(見える化): 100万円 課題見える化種(対策): 500万円 DX種: 500万円 GX種: 500万円 ※ 補助率引上げ要件(給与支給総額を3%以上引上げ)	県内に主たる事業所を置く(本社登記が県内)、中小企業者、小規模事業者等	○対象事業 ・課題見える化種(見える化): 外部機関による診断等によりエネルギー使用量、二酸化炭素排出量、機械稼働状況等を見える化する取組み ・課題見える化種(対策): 見える化後、継続的な見える化や顕在化した課題への対策により、現場改善につなげる取組み ・DX種: デジタル技術を活用した生産プロセス、サービス提供方法の改善を図る取組み ・GX種: 二酸化炭素の排出削減に資する業務プロセスの改善や先進的な取組み ○「課題見える化種(見える化)」を除く全ての種について、実施期間中に事業場内賃金(時給単価)の平均 10 円以上引上げが必要 ○補助率引上げ要件 事業実施期間内(実績報告書提出日まで)に給与支給総額(月額)を前年同月比で3%以上引き上げることを。	物価やエネルギー価格の高騰等による厳しい経営状況の中にある事業者の痛撃を軽減し、エネルギー使用量、二酸化炭素排出量、機械稼働状況等の見える化により自課題を見極め、現場改善につなげる取組みや、課題解決のためDXやGXを通して業務プロセス、事業構造の革新や最適化を図る取組みを幅広く支援するものです。また、生産性の向上による売上向上に向けた取組みを実施された場合は補助率の引上げにより、支援を一層強化します。	https://www.toyama.or.jp/arcas/2023124_tofoma/	○問合せ先: 富山県中小企業トランスフォーメーション補助金事務局	
44	○	○	○			なし	四條郡市/大阪府	なわて事業者チャレンジ支援補助金	設備導入支援補助金	2024年6月1日(土)～2025年3月31日(月)		1,000万円 1/2(※) ※省エネ対策設備、再エネ発電設備、先端設備等導入計画に基づくもの、新しい生活様式に対応した設備を導入した場合や申請事業者において働き方改革に対する取組みを実施する場合、補助率を最大4/5まで引き上げ。	町内に事業所がある中小企業者7個人事業主	○対象事業 中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関が認定する事業計画に基づき、職場環境の改善または経営に資するための設備導入に要する費用 ○省エネルギー対策設備、再生可能エネルギー発電設備、先端設備等導入計画に基づく設備 ○新しい生活様式に対応した設備について ①省エネルギー対策設備 令和4年度補正予算 先進的省エネルギー投資促進支援事業補助金補助対象設備品目表第1条に基づき登録された設備、又は登録基準を満たす設備であること。 ②再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーを利用して、自社で使用 するエネルギーに充当する設備であること。 ③先端設備等導入計画に基づく設備 「中小企業等経営強化法」に規定された、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための「先端設備等導入計画」を策定し、四條郡市から認定を受けて新たに導入する設備であること。 ④新しい生活様式に対応した設備 新しい生活様式に対応した設備で、換気・衛生管理・対人距離の確保の目的を持って導入する比較的規模の大きな設備であること。	地域経済の好循環の創出を目的に、各事業者の経営の拡大や職場環境の改善、また、創業希望者に対して積極的な内での事業を促すことを行われ、雇い入れ事業者が行う経営的に自主で定着場の構築に向けた投資に対して支援すること、市内工場の活性化を図ることを目的とします。	交付決定日～2025年3月31日まで	http://www.nawate-challenge.jp/newweb/challenge/index.html#a	○問合せ先: なわて事業者チャレンジ支援事業専用連絡

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/3/11

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- IoT: IoT機器導入を対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例
 新規追加または情報更新

概要											詳細							
おすすめ度																		
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
New 54	○	○	○		なし	生産性向上	長崎県	長崎県製造業賃上げ対応型投資促進補助金 (物価高騰克服タイプ)		2025年3月6日(木)~2025年7月31日(木)	100万円	2/3以内	県内に本店または主たる事業所を有し、製造業又は機械設計業を営む中小製造業者	<ul style="list-style-type: none"> ○長崎県物価高騰対策支援事業費補助金（生産性向上タイプを除く）の交付を受けていないこと。 ○「Nびか(※1)」認証企業であること又は認証申請を行っていること ○「パートナーシップ構築宣言(※2)」を作成し、公表していること ○専任雇用する労働者のうち最も低い賃金の者の賃金単価（事業場内最低賃金額）が、長崎県の最低賃金額を50円以上上回る水準に3であること又は当該水準への引上げを令和7年10月までに予定していること。 ○賃金引上げ計画（事業場内最低賃金額を引き上げる計画）を提出すること。 	物価高騰の影響を受けている製造業又は機械設計業を営む県内中小企業が、生産性の向上に向けて実施する取組を支援し、企業の売上増が賃上げにつながる好循環の創出を目指します。	交付決定日~2026年1月30日まで	https://www.pref.nagasaki.jp/industry/industry/20250306.html	○問合せ先：長崎県企業振興課 地場企業支援班、産地振興班